

第4章

災害予防計画

第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画について次のとおり定めるものとする。

第1節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1 高波・高潮・津波等警戒区域及び整備計画

- ・別表4のとおりである。
- ・平成24年6月28日に北海道が公表した「新たな津波浸水予測」を基に作成した、「はまなか津波防災マップ（平成25年3月）」を巻末に添付

2 市街地における低地帯の浸水予想区域及び整備計画

- ・別表5のとおりである。

3 地滑り・がけ崩れ等予想区域及び整備計画

- ・別表6のとおりである。

4 土石流危険溪流及び整備計画

- ・別表7のとおりである。

5 危険物貯蔵所等所在区域

- ・別表8のとおりである。

別表4 高波・高潮・津波等危険区域

番号	町村名	危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況				整備計画		
		海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連	実施機関	概要
1	浜中町	霧多布(水取場地区含む)	11,454	3,794 780	2,370 780	高波 高潮 津波	483	役場 他11施設	道道霧多布岬線		道	海岸法	S36.5.30 変更S54	1228 3450	○	道(建設部) 国交省 (旧:運輸省)	防潮堤S35~36 745m S37 1,280m S41 1,497m 水取堤 380m 離岸堤S56 897m
2	浜中町	湯沸	6,445	2,307	縦1,049 消82 離1,030 突83	高波 高潮 津波	47	湯沸母と子の家			道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	離岸堤 400m H11完成 消波堤 82m H9完成
3	浜中町	新川	712	712	縦535	高波 高潮 津波	191	総合体育館 温水 多摩多摩高等学校 学校 霧多布高等学校 学校 新川会館	主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	防潮堤 1,500m S39 完成 離岸堤 930m H6完成
4	浜中町	琵琶瀬 (中の浜)	4,012	2,039	2,039	高波 高潮 津波	191	中の浜地区 総合体育館 琵琶瀬 温水フェリス学院 多摩高等学校 霧多布 中学校 新川会館	主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	防潮堤S35~36 1,280m 完成 S39~40 430m完成 S38~41 1,397m完成 離岸堤 80m
5	浜中町	琵琶瀬	2,490	2,490	2,460	高波 高潮 津波	120	琵琶瀬 住民センター	主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S39	570	○	道 (水産林務部)	防潮堤
6	浜中町	渡敷布	2,105	1,126	堤243 消300 突20 離179	高波 高潮 津波	13		主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S36 H12.4.21	708 758	○	道(建設部)	ブロック護岸 408m 突堤 35m S59完成 離岸堤 85m
7	浜中町	渡敷布	360	360	300(消波施設 との計)	高波 高潮 津波	32	渡敷布 住民センター	主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S33	656	○	道 (水産林務部)	ブロック護岸
8	浜中町	養老敷布	842	344	185	高波 高潮 津波	3		主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	防潮堤S38~42 382m完成 ブロック消波堤 140m 被覆護岸 37m 離岸堤 108m H10完成
9	浜中町	火敷布	650	650	400	高波 高潮 津波	150	丸山散布地区 コミュニティセンター 漁村センター	主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S33	656	○	道 (水産林務部)	防潮堤
10	浜中町	藻敷布	7,508	691	320	高波 高潮 津波	30	散布保育所	主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	防潮堤 396m S36~42完成
11	浜中町	藻敷布	180	180	80	高波 高潮 津波	14	藻敷布会館	主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S33	656	○	道 (水産林務部)	防潮堤
12	浜中町	蕃帯別及び 楠町	3,050	3,050	3,050	高波 高潮 津波	208	蕃帯別福祉館 クリーンセンター	主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S36	708	○	国交省 (旧:建設省)	防潮堤 5,480m S36~38完成
13	浜中町	楠町	540	540	540	高波 高潮 津波	76	楠町会館 クリーンセンター	主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S36	708	○	道 (水産林務部)	防潮堤
14	浜中町	後静	5,558	4,086	3,623	高波 高潮 津波	7	主要道道根室 浜中銅路線	主要道道別海 厚岸線		道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	ブロック消波堤 328m S59完成 突堤 50m S59完成

15	浜中町	幌戸及びアサラップ	1,253	1,253	1,253	702	高波 高潮 津波	7		主要道道根室浜中御路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	ブロック護岸 756m S51~52号
16	浜中町	奔幌戸	2,190	2,190	382	1,146 (漁港用保全施設との計)	高波 高潮 津波	50	奔幌戸ふれあい館	主要道道根室浜中御路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部・水産林務部)	防潮堤 680m S39号 ムネカマツライ堤 50m S47号 ブロック護岸 500m
17	浜中町	羨古丹	168	168		168	高波 高潮 津波	6		主要道道根室浜中御路線						農水省	防潮堤 168m S52号
18	浜中町	仙鳳趾	5,006	5,006	763	177	高波 高潮 津波	6		主要道道根室浜中御路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	防潮堤 207m号
19	浜中町	賈人	489	489	489	270(漁港用保全施設との計)	高波 高潮 津波	15	賈人会館	主要道道根室浜中御路線	道	海岸法	S36	1228	○	道(水産林務部)	防潮堤 122m
20	浜中町	恵茶人	7,874	7,874	3,761	消波工 440	高波 高潮 津波	6	恵茶人集会所	主要道道根室浜中御路線	道	海岸法	S58.5.23	1019	○	道(建設部)	護岸 1基 H16~18

別表5 市街地における低地帯の浸水予想区域

番号	町村名	危険区域の現況			予想される被害			法令等における指定状況					整備計画			
		地区名	場所	危険区域面積(ha)	災害の要因	戸数(戸)	住家人口	公共施設(棟)	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概要
1	浜中町	霧多布	霧多布市街東4地区	0.3	浸水	40	100								町	H17完成 ボックスカルバート L=356m 欄門1
2	浜中町	茶内	ノコベリベツ川周辺	0.7	浸水	40	100								町	国営総合農地開発事業 H13完成 ブロック設置等 L=12,583m

別表6 地すべり・がけ崩れ等危険区域

(1)地すべり危険区域

番号	町村名	危険区域の現況			予想される被害			法令等における指定状況					整備計画			
		地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概要	
1	浜中町	後静	後静	24.88	10				国土交通省(旧:建設省)	地すべり法	S53.9.12	1469		道(建設部)	S53-57 地すべり 1,086m 欄六ボウシソク 100m 護岸工 196m	土砂災害危険箇所データベースとの関連
2	浜中町	仙鳳趾	仙鳳趾	18.12			主要道道根室浜中御路線		農水省	地すべり法	S58.3.23	320		道(農政部)	道すべり対策事業 H元年完了	
3	浜中町	西田朱別	西田朱別厚岸町ドライブイン	39.68					農水省	地すべり法	H2.3.16	395		道(農政部)		

第4章 災害予防計画 第1節 災害危険区域及び整備計画

(2)急傾斜地崩壊危険区域

番号	町村名	危険区域の現況			予想される被害			法令等における指定状況						整備計画			土砂災害危険箇所データベースとの関連
		地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	一部	実施機関	概要	
1	浜中町	霧多布	霧多布市街	—	—	夜場 霧多布小学校			農水省	森林法 治山治水緊急 措置法	S44.S53 S56	430.213 1235		道 (水産林務 部) 町	予防治山事業 小規模治山事業S62完了	急073・074・075 ・097	
2	浜中町	霧多布	水取場											道 (水産林務 部)	治山事業	急076・098・099	
3	浜中町	湯沸	湯沸											町	小規模治山事業 H11法面工・土留工	急100・101	
4	浜中町	渡散布	渡散布			渡散布住民 センター	主要道道別海 厚岸線		農水省	森林法	S29.12.4	1792		町	小規模治山事業 H23法面工・土留工	急091・092・093 ・094・095・096	
5	浜中町	火散布	火散布			散布小中学校	主要道道別海 厚岸線	NTT中継所	農水省	森林法	S29.12.4 S41.12.9 H元.3.4 H5.9.24	1792.2310 1470.266		道 (水産林務 部)	予防治山事業S49・H3 治山事業S61・H8 復旧治山事業H13 小規模治山事業H16・17	急071・072・081 ・082・083・084・ 085・087	
6	浜中町	火散布	養老散布						農水省	森林法	S41.12.9	2310				急088・089・090	
7	浜中町	丸山散布	丸山散布						農水省	森林法	H5.9.24	1470		道 (水産林務 部)	治山事業H6完了	急070・086	
8	浜中町	薬散布	薬散布			薬散布会館	主要道道別海 厚岸線		農水省	森林法	S29.12.4 S41.12.9 H5.9.24	1792.2310 1470		道 (水産林務 部)	復旧治山事業H16完了	急079・080	
9	浜中町	榑町	榑町				主要道道別海 厚岸線、根室浜 中御路線							道 (水産林務 部)	予防治山事業	急077・078	
10	浜中町	後静	後静 アザラジ				主要道道根室 浜中御路線									急102・103	
11	浜中町	奔幌戸	奔幌戸													急104	

別表7 土石流危険区域

番号	町村名	危険区域の現況								予想される被害				整備計画		土石流危険箇所データベースとの関連
		区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流長(km)	溪流概況 面積(ha)	砂防指定地・指定番号・年月日	住家(戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要	
1	浜中町	霧多布	寺の沢川	普通寺の沢川	寺の沢川	総点検	0.13	0.1		5	霧多布小学校		町	治山事業 砂防ダム3箇所 S57建造、H13改良	土065	
2	浜中町	霧多布	水取場沢川	普通水取場沢川	水取場沢川	総点検	0.45	2.6		5			町	護岸工事 L=50m H6完成	土070	
3	浜中町	湯沸	湯沸川	普通湯沸川	神社の沢川	総点検	0.46	0.1		4	湯沸母と子の家				土068	
4	浜中町	湯沸	湯沸川	普通湯沸川	湯沸1の沢	総点検	0.25	0.1		5					土067	
5	浜中町	湯沸	湯沸川	普通湯沸川	湯沸2の沢	総点検	0.25	0.1		3					土066	
6	浜中町	湯沸			島の沢川										土069	
7	浜中町	渡散布			大西の沢川										土071	
8	浜中町	火散布	火散布川	普通神社の沢	神社の沢		0.2	0.1		13	散布小中学校	主要道路 別海岸 線	道 (水産林務 部)	治山事業 H4完了 谷止工	土074・075	
9	浜中町	火散布	火散布川	普通火散布川	散布沢川	32	0.23	0.1		6			町	小規模治山事業 S62完成	土073	
10	浜中町	火散布			火散布橋沢川 散布1の沢川 散布1下の沢川										土077・078・079	
11	浜中町	養老散布			右1の沢川										土072	
12	浜中町	丸山散布	火散布川	普通丸山公園の沢	丸山公園の沢		0.4	0.1		5			道 (水産林務 部)	治山事業 H4完了 谷止工	土076	
13	浜中町	藻散布			藻散布神社の 沢川 六田の沢川		0.4	0.1		3					土080・081	
14	浜中町	榊町			寺の沢川										土064	

別表8 危険物貯蔵所等所在区域

(平成20年4月1日現在)

(単位：ℓ)

事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
浜中漁業協同組合 62-2121 (代表) 62-2649 (給油所)	霧多布東1	屋外給油 (船舶専用)	重油	60,000
		一般 (小口詰替専用)	重油	10,000
		屋外タンク	重油	300,000
	新川西1-131	屋外給油	ガソリン	26,880
			軽油	19,200
			灯油	28,800
			廃油	1,920
		一般 (小口詰替専用)	軽油	5,000
		地下タンク	軽油	49,000
		移動タンク (車番416)	灯・軽油	4,000
			重油	4,000
		移動タンク (車番575)	灯・軽油	4,000
			重油	4,000
		移動タンク (車番1007)	灯・軽油	4,000
重油				
移動タンク (車番408)	灯油	4,000		
移動タンク (車番3727)	灯・軽油	4,000		
	重油			
(株)丸ヨ 松村商店 62-2075 62-2621 (給油所)	霧多布東 2-1-49	屋外給油	ガソリン	13,000
			軽油	7,000
			灯油	10,000
	移動タンク (車番2983)	灯油・軽油 ・重油	4,000	
		灯油	2,000	
		軽油	1,000	
移動タンク (車番945)	軽油	1,000		
(株)丸ヨ 松村商店 62-2440	霧多布東 1-2-44	一般 (小口詰替)	灯油	10,000
浜中町農業協同組合 65-2121	茶内原野 西2線	屋外給油	ガソリン	20,000
			軽油	20,000
			灯油	10,000
			廃油	1,890
	姉別3丁目	屋外給油	ガソリン	7,000
			軽油	3,000
	茶内橋北 西8番	一般 (充填)	灯油	20,000
軽油			20,000	
地下タンク		灯油 軽油	98,000 98,000	
(有) 中原電気商会 65-2462	茶内西2線 128	屋外給油	ガソリン	23,040
			軽油	15,360
		一般 (小口詰替)	灯油	10,000
			軽油	10,000
			重油	2,000
地下タンク	灯・軽油	98,000		

第4章 災害予防計画 第1節 災害危険区域及び整備計画

		移動タンク(車番882)	灯・軽油	4,000
		移動タンク(車番1893)	灯・軽・重油	3,500
		移動タンク(車番1484)	灯・軽・重油	4,000
(有) 曲田石油 67-2136	火散布19	屋外給油	ガソリン	14,000
			軽油	6,000
			廃油	2,000
	火散布1-7	一般(小口詰替)	灯油	6,000
			重油	6,000
	火散布117	屋外タンク	軽油	6,000
			重油	28,800
			灯油	28,800
	火散布117	移動タンク(車番1024)	軽油	30,000
重油			4,000	
灯油			4,000	
散布漁業協同組合 67-2111	火散布188	移動タンク(車番89)	灯・軽・重油	4,000
		移動タンク(車番431)	灯・軽・重油	4,000
		屋外給油(船舶専用)	重油	70,000
丸物出口興産 64-2211	熊牛基線12	屋外給油	重油	16,000
			一般(小口詰替)	重油
	浜中桜北125	移動タンク(車番1265)	ガソリン	19,200
			軽油	19,200
	浜中桜北7	地下タンク	灯油	2,000
			軽油	1,000
浜中桜北125	一般(小口詰替)	重油	1,000	
		灯油	25,000	
爆薬・雷管	電気雷管	2,000個	1,890Kg	
浜中運輸株式会社 64-2116	茶内橋北東9	移動タンク(車番253)	灯・軽油	4,000
		移動タンク(車番252)	灯・軽・重油	4,000
(有) 石橋組 67-2131	丸山散布2-63	自 移動タンク(車番1896)	灯油・重油	4,000
		自 移動タンク(車番2179)	灯油・重油	3,000
太平洋レミコン(株) 浜中営業所 64-2221	浜中桜北25	自 給油取扱所	軽油	20,000
		自 屋外タンク貯蔵所	重油	12,600
タカナシ乳業(株) 北海道工場 65-2241	茶内栄44	自 一般取扱所(ボイラー)	重油	18,240
		自 屋外タンク貯蔵所	C重油	200,000
		濃硫酸	2,024Kg	
(有) 丸ワ綿貫商店 65-2339	茶内緑54	移動タンク貯蔵所(車番143)	灯油	2,000
赤石建設(株) 64-2231	浜中桜北19	自 移動タンク(車番2108)	灯・軽油	4,000
浜中製材協同組合 65-4000	茶内旭3-6	自 地下タンク貯蔵所	重油	4,000
霧多布湿原センター 65-2779	4番沢	自 地下タンク貯蔵所	重油	4,000
浜中診療所 62-2233	霧多布東3条1-40	自 地下タンク貯蔵所	灯油	1,900
浜中町総合文化センター 62-3131	霧多布西3-1-47	自 屋内タンク貯蔵所	重油	5,500

第4章 災害予防計画 第1節 災害危険区域及び整備計画

浜中町温水プール 62-3086	暮帰別西 1-151	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
霧多布中学校 62-3241	暮帰別西 1-160	自 地下タンク貯蔵所	重油	11,000
茶内中学校 65-2251	茶内橋北西 39	自 地下タンク貯蔵所	重油	3,000
農業者トレーニングセンター 65-2266	茶内橋北東 33	自 地下タンク貯蔵所	灯油	1,900
浜中町西円浄水場 65-2052	西円朱別 西17線398	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
散布小・中学校 67-2324	火散布123	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
浜中中学校 64-2120	浜中桜西 50	自 地下タンク貯蔵所	重油	5,000
学校給食センター 64-2917	浜中東6線 32	自 地下タンク貯蔵所	重油	10,000
浜中町総合体育館 62-3144	暮帰別西 1-151	自 屋外タンク貯蔵所	重油	8,000
霧多布高等学校 62-2688	新川東 2-41	自 屋外タンク貯蔵所	重油	4,000
茶内小学校 65-2252	茶内橋北西 39	自 一般取扱所	灯油	1,500
浜中町衛生センター 64-2725	茶内東5線 36番地	自 屋外タンク貯蔵所	重油	5,000
浜中町ふれあい交流センター 「ゆうゆう」 62-3726	湯沸 432番地	自 地下タンク貯蔵所	重油	8,000
社会福祉法人浜中福祉会 特別養護老人ホーム 「ハイツ・野いちご」 65-3100	茶内緑 91番地	自 地下タンク貯蔵所	重油	10,000

第2節 雪害対策計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 警戒態勢

降雪期において、各関係機関は、釧路地方気象台の発表する気象等に関する注意報、警報及び気象情報に留意し、必要と認める場合には、それぞれの定める警戒態勢をとるものとする。

2 降雪路線の実施分担

降雪路線は、特に交通確保を必要と認める町内における主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 国道路線の除雪は、釧路開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町が行う。
- (4) 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道株式会社（釧路支社）が行う。

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防・救急、津波避難路対策等を十分考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて、主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

4 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、NTT東日本電信電話株式会社北海道支店（委任機関：株式会社NTT東日本・北海道釧路支店）は、施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

5 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社根室営業所は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

6 なだれ防止対策

住民等に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生予想箇所を住民等に周知させるため、関係機関は、それぞれ自己の業務所管区域の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想箇所に防止柵の設置を行い、また、表示板等により住民への周知を図り、巡視等の強化対策を講ずるものとする。

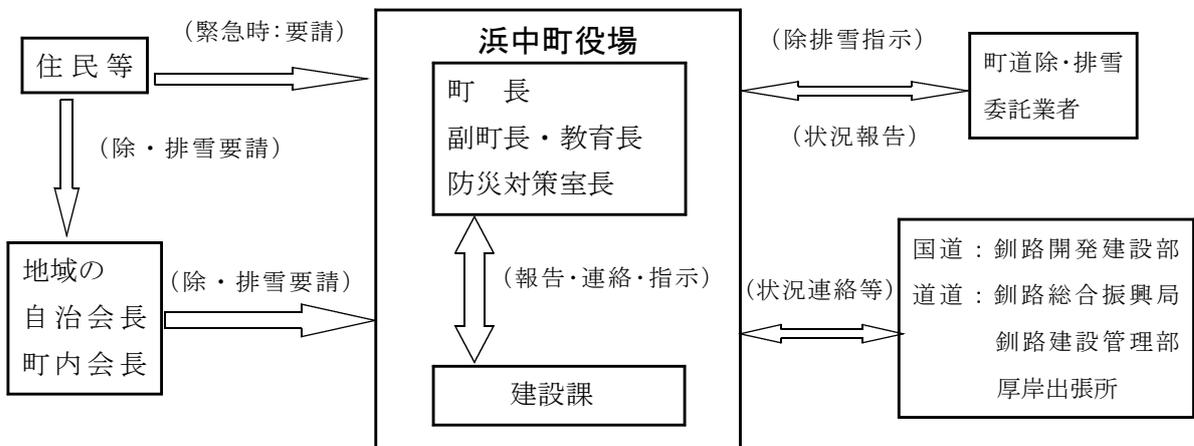
7 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく交通が途絶している地区において、火災発生、救急医療対策及び食糧供給等が困難な事態が発生した場合、町は、関係機関と協力し、速やかに救援等の措置をとるものとする。

8 積雪時等における消防・救急対策及び津波避難路の確保

- (1) 積雪時や暴風雪等の悪天候時に火災が発生した場合や、救急車の要請があり、消防車輛・救急車輛等の活動に支障があると判断した場合、消防署長は町に対し、火災の発生場所、救急車の出動等について連絡し、消防活動、救急活動が円滑にできるよう除雪の依頼をする。
町は、この依頼を受けた時は、それぞれの道路等を所管する関係機関に除雪の依頼をし、除雪車を優先的に必要な現場に出動させる等、消防・救急活動の確保に努める。
- (2) 町は、除雪計画路線のほか、住宅密集地の道路については、常に消防車、救急車の運行に支障のないように除雪体制を整備しておくものとする。
- (3) 消防水利については、浜中消防署により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。
- (4) 津波警報、大津波警報発表時に重要な避難経路となる町道及び道道を所管する町並びに釧路総合振興局建設管理部は、積雪時、暴風雪等の悪天候時に避難するのに支障がないよう万全の態勢で除・排雪に当たるものとする。なお、夜間や降雪中等で除雪を行っていない場合でも津波警報等が発表された場合、速やかに除雪できる態勢をとっておくものとする。
- (5) 津波避難階段等（霧多布地区、丸山散布地区）は、町により常に除雪を行い、徒歩避難に支障のないようにするものとする。

9 町除雪連絡態勢



第3節 融雪災害対策計画

この計画は、水防計画に定めるもののほか、融雪期における融雪による河川の出水等の災害を予防することを目的とする。

1 気象状況の把握

融雪期においては、釧路地方气象台等関係機関と緊密な連絡を取り、地域内の積雪状況を的確に把握するとともに、注意報、警報、低気圧の発生及び経路、降雨及び気温の上昇等の気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

水防区域内及びなだれ、地すべり、崖崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町及び浜中消防署は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町は、なだれ、積雪、捨て雪、結氷等により、河川、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河川、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路（国道、道道、町道）管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

4 水防資機材の確保、整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的に行うために、融雪出水前に水防資機材の確保並びに整備、点検を行うとともに、関係機関及び資機材持ち業者とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第4節 土砂災害対策計画

急傾斜地等における崩壊及びなだれ等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、本計画の定めるところによる。

1 現況

町内には、地すべり、落石による住家、道路交通等に被害をもたらす、土砂災害の危険性を持つ区域が多数存在している。

町における地すべり、落石、土石流等の危険区域は「第4章 第1節 災害危険区域及び整備計画」に定めるとおりである。

2 予防対策

(1) 地すべり災害、落石災害対策

土地の高度利用や開発に伴って、地すべり災害及び落石災害が発生する傾向にあり、ひとたびこれらの災害が発生すると多くの住家、公共施設等、身体、人命に被害が発生するため、国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

ア 国

森林法に基づき、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行い、山腹の崩壊等を防止するとともに定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

イ 北海道

急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

ウ 町

(ア) 住民に対し、地すべり危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難態勢に関する事項について定めるものとする。

(イ) 町の所轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置等を行うとともに、付近住民に対して危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力について周知徹底する。

(2) 土石流災害対策

ア 国

(ア) 土石流危険流域に係る直轄の砂防及び治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

(イ) 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難態勢について指導するものとする。

イ 北海道

(ア) 治山工事及び砂防工事の推進を始め、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の推進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど、土石流対策を推進するものとする。

また、治山、砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な

処置を講ずるものとする。

(イ) 町に対し、危険渓流に関する資料を提供し、住民への危険渓流に関する資料の提供等について指導する。

(ウ) 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難態勢について指導するものとする。

ウ 町

(ア) 住民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、当該地区に係る必要な警戒避難態勢に関する事項について定めるものとする。

(イ) 町の所管する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置を行うとともに、付近住民に対しては、河川等の異常等の早期発見、発見したときの通報協力について周知徹底する。

3 警戒態勢

町長は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い警戒にあたるものとする。

(1) 警戒巡視にあたって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 表層の状況

イ 地表水の状況

ウ 湧水の状況

エ 亀裂の状況

オ 樹木等の傾倒状況

4 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に対し警告し、避難のため立ち退きを勧告又は指示するとともに関係機関に通知し、地域住民とともに避難誘導等の協力を得て、住民の生命、財産を守り、被害を最小限度にとどめるものとする。

第5節 水防計画

洪水や高潮その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、本計画の定めるところによる。

1 水防の責務

水防法に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 浜中町（水防管理者）の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 北海道（釧路総合振興局釧路建設管理部）

ア 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。
イ 知事（釧路総合振興局長）は、札幌管区气象台（釧路地方气象台）が気象の状況により、洪水のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。

(3) 居住者等の責務

町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）から、水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

2 水防組織及び所轄事務

本計画「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとする。

また、水防に関する事務は「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部」に定めるところに準じ所轄するものとする。

3 水害危険区域

町の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域は「第4章 災害予防計画 第1節 災害危険区域及び整備計画」に掲げる別表のとおりである。

4 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めるときは、釧路地方气象台、釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

雨量は、気象庁が町内2箇所（榊町、茶内原野）に設置してあるアメダスの情報を随時、釧路地方气象台又はインターネットから情報を収集し参考にする。

「第4章 災害予防計画 第1節 災害危険区域及び整備計画」に掲げる危険区域は、必要があると認められた場合、定期的な巡視等により水位観測等、随時状況を把握しておく。

5 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等

(1) 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の種類

種 類	内 容 等	発表機関	摘 要
水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等 気象業務法第14条の2第1項 水防法第10条第1項	大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、洪水注意報、洪水警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報	釧路地方気象台 (土砂災害警戒情報は釧路地方気象台と釧路総合振興局釧路建設管理部が共同で発表する。)	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。

(2) 水防活動の種類

種 類	内 容 等	配備基準・配備態勢
情報連絡態勢	釧路地方気象台その他関係水防機関等と連絡をとり、気象、地象等に関する情報の収集、伝達、連絡が関係機関、関係課長等と速やかにとれる少数の人数をもって対応にあたる。	気象業務法に基づく気象、地象現象に関する警報（波浪、高潮、大雨、洪水）、特別警報（波浪、高潮、大雨）、記録的短時間大雨情報が本町を含む地域に発表されたとき。 (防災対策室長、防災係員、建設課長、土木係員) (波浪、高潮警報が発表された場合は、上記に加え水産課長、水産課係員も含む)
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の準備、水門・陸閘遠隔操作準備、通信、輸送手段、水防活動に必要な人員の準備及び確保	雨量、水位、流量その他の状況により、必要と認めるとき。(関係職員)
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する態勢 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない状態	雨量、水位、流量その他の状況により、水防本部（災害対策本部）が必要と認めるとき。(関係職員)
非常配備 (出 動)	水防本部（災害対策本部）設置により本部員は全員それぞれの部署へ参集し、定められた水防活動を行う。 水防関係機関、関係職員等が水防区域へ出動し、監視及び水防活動を行うこと。	雨量、水位、流量その他の状況により、水防本部（災害対策本部）が必要と認めるとき。(全職員)

種 類	内 容 等	配備基準・配備態勢
避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告、避難指示（緊急）を発令することが予想される場合、高齢者、心身障がい者、乳幼児、妊婦ほか避難等に時間及び避難するための支援を要する者が、避難勧告、避難指示（緊急）が発令される前にあらかじめ避難できる態勢を取り、早めに避難できるよう発令するもの	雨量、水位、流量その他の状況により、水防本部（災害対策本部）が必要と認めたととき。〔避難誘導は、町職員、消防署員、消防団員、警察官その他水防本部（災害対策本部）の指示を受けた者があたる。〕
避難勧告	水位、帯水期間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川、高潮、波浪状況により警戒を必要とする事項を指摘して、水防上危険区域内の住民の安全を図るため、避難場所を明示、誘導し避難させること。	雨量、水位、流量その他の状況により、水防本部（災害対策本部）が必要と認めたととき。〔避難誘導は、町職員、消防署員、消防団員、警察官その他水防本部（災害対策本部）の指示を受けた者があたる。〕
避難指示（緊急）	水位、帯水期間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川、高潮、波浪状況により警戒を必要とする事項を指摘して、水防上危険区域内の住民の安全を図るため、避難場所を明示、誘導し避難させるほか、危険区域内への立ち入りを禁止するなどの措置を講ずる。	雨量、水位、流量その他の状況により、水防本部（災害対策本部）が必要と認めたととき。〔避難誘導は、町職員、消防署員、消防団員、警察官その他水防本部（災害対策本部）の指示を受けた者があたる。〕

6 水防倉庫及び水防用資機材の備蓄

町の水防倉庫及び水防用資機材の備蓄は、次のとおりである。

なお、町の備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ、漁業協同組合、農業協同組合、民間等から調達するものとする。

また、現在の水防倉庫は、手狭で津波浸水想定域にあることから、津波の恐れのない高台等へ移築を計画する。（設置場所によるが、備蓄庫、避難スペースも兼ねたものも考慮する）

（1）水防倉庫

設置場所	棟数	面積	所在地	備考
浜中町役場水防倉庫	1	29㎡	浜中町霧多布東4条1丁目35番地1	

(2) 水防資機材の備蓄

品名	土のう袋	スコップ	つるはし	ヘルメット	移動無線	水中ポンプ	電工ドラム	排水ホース
数量	3,200袋 (簡易M)	剣先20本 角 20本	5本	12個	41局(内、 車載27 局)	3台	2本 発電機 中小各1台	5本

(3) 民間団体等から調達可能な水防資材

調達先	所在地	電話番号	調達できる資材等
浜中漁業協同組合	霧多布	62-2121	簡易型土のう袋、 スコップ、ロープ、丸太、 杭、材木、土砂
散布漁業協同組合	火散布	67-2111	
浜中町農業協同組合	茶内	65-2121	
釧路東森林組合浜中支所 町内木材業者ほか各商店	茶内 町内	65-2034	

7 水防区域を防御するための地域分担等

水防区域を防御するため消防機関の地域分担を次のとおり定める。ただし、消防長又は消防署長及び消防団長が、必要と認めたときは、分担区域以外の地域であっても出動するものとする。

分担区域	河川名	消防機関・消防団
霧多布区域	新川	浜中消防署及び浜中消防団(第1分団)
浜中区域	姉別川	〃(第2分団)
茶内区域	ノコベリベツ川	〃(第3分団)
散布区域	火散布川・藻散布川	〃(第4分団)
琵琶瀬区域	琵琶瀬川	〃(第5分団)
姉別区域	姉別川・別当賀川	〃(第6分団)
奔幌戸区域	仙鳳趾川・幌戸川・奔幌戸川	〃(第7分団)

8 非常監視及び警戒

水防管理者(町長)が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

警戒監視にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- (1) 裏のりの漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- (2) 表のりで水当たりの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋管の両そで又は底部よりの漏水と扉のしまり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常

9 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速的確に実施するものとする。

10 安全確保

水防活動は原則として複数人で行うものとし、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じてライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報を入手するためのラジオの携行等により、水防活動に従事する者の安全を確保しなければならない。

11 水防信号

水防に用いる信号は、次によるものとする。

方法 区分	警 鐘	サイレン	摘要
警戒信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	●-休止-●-休止-●-休止-●-休止-● 5 15 5 15 5 15 5 15 5 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒	気象台から洪水警報を受けた時又は警戒水位に達したとき。
出 動 第1信号	●-●-●- ●-●-●- ●-●-●-	●-休止-●-休止-●-休止-●-休止-● 5 6 5 6 5 6 5 6 5 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒	町防災担当及び消防機関に属する者全員が参集するとき。
出 動 第2信号	●-●-●-● ●-●-●-● ●-●-●-●	●-休止-●-休止-●-休止-●-休止-● 10 5 10 5 10 5 10 5 10 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒	町職員及び消防機関に属する者全員が参集するとき。
危険信号 避難、 立ち退き	乱 打	●-休止-●-休止-●-休止-●-休止-● 1 5 1 5 1 5 1 5 1 分 秒 分 秒 分 秒 分 秒 分	必要と認める区域内の居住者等に避難のための立ち退きを知らせるとき。

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続し、適宜繰り返すこと、
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン音を併用することを妨げない。
 3 住民への周知の方法は、警鐘信号及びサイレン信号のほか、防災行政無線、広報車、電話、口頭等により行い、必要と認める場合は、各戸訪問し周知、避難誘導する。
 4 危険が去ったときは、防災行政無線、広報車、口頭、電話等により周知させる。

12 避難計画

水防管理者は、堤防等が決壊した場合又は破堤、浸水のおそれがある場合は、直ちに必要と認める区域の居住者等に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

その際の避難計画は「第5章 第3節 避難救出計画」に準じるものとする。

13 水防通信連絡

災害時における情報及び被害報告等の通信連絡方法は、「第3章 第2節 災害通信計画」に準じるものとする。

14 報告

(1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに道（釧路総合振興局）に報告するものとする。

- ア 消防の機関を出動させたとき。
- イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、下記様式により水防活動状況を道（釧路総合振興局長）に報告するものとする。

なお、報告日及び調査対象期間は次に定めるところによる。

ア 水防活動実施報告書提出期限等

- ・ 6月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間：1月～5月
- ・ 8月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間：6月～7月
- ・ 10月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間：8月～9月
- ・ 1月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間：10月～12月

イ 報告様式

水防活動実施報告書

区分		水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考	
				主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
		団体数	活動延員 人	円	円	円		主要資材	その他資材	計	
区 分											
県(都道府)分 前回迄		-	-								
月	分	-	-								
月	分	-	-								
月	分	-	-								
月	分	-	-								
小	計	-	-								
累	計	-	-								
水防管理団体分 前回迄											
月	分	()									
月	分	()									
月	分	()									
月	分	()									
月	分	()									
小	計										
累	計							円	円	円	

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

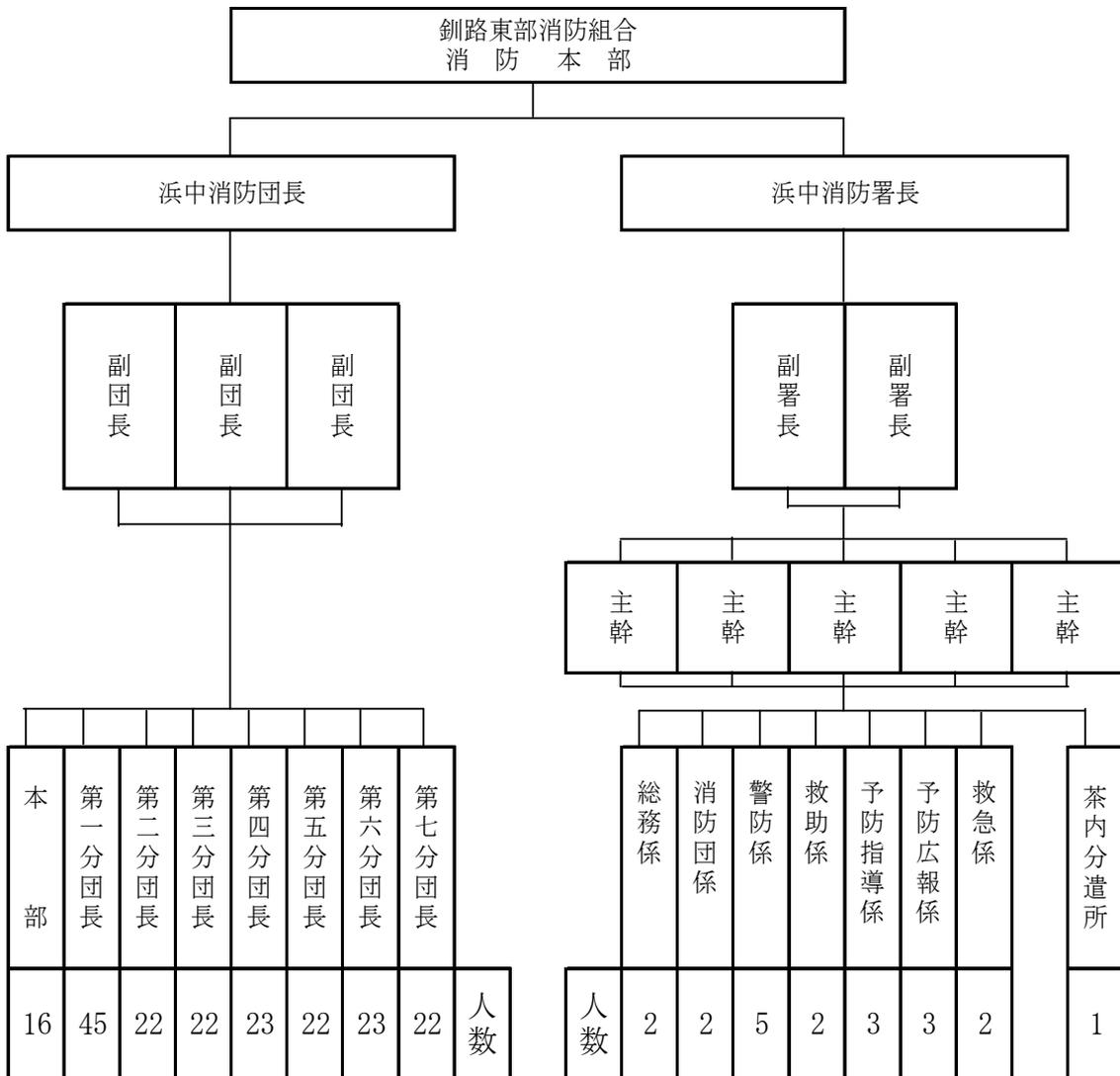
第6節 消防計画

この計画は、消防組織法及び消防法に基づき、浜中町において火災の発生を予防し、また、火災又は爆発等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮し、その被害を最小限に防止するための組織及び火災予防対策、警防計画等に関し必要な事項を定めるものとする。

1 消防機関の組織及び機構

消防事務は、地方自治法第284条に基づく一部事務組合である釧路東部消防組合において共同処理するものとし、その組織は次のとおりである。

(1) 消防組織図（関係分）



※定員195名

※定員27名（兼務1名）

(2) 浜中消防団の機構 (人員は定数を表す)

浜中消防団本部 16名 (内、女性消防団10名)	第1分団	霧多布地区	第3部
	45名	29名	榊町 16名
	第2分団	浜中地区	
	22名		
	第3分団	茶内地区	
	22名		
	第4分団	散布地区	
	23名		
第5分団	琵琶瀬地区		
22名			
第6分団	姉別地区		
23名			
第7分団	奔幌戸地区		
22名			
計	195名 (定数)		

2 消防施設の現況

(1) 車輛

所属	指揮車	広報指令車	消ポン防車	水ポン付き車	小型付き水ポン車	救急車	資搬車	小型ポンプ	移動無線車載用
消防署	1	2		1	1	3	1	2	8
消防団	第1分団		2	1				2	3
	第2分団		1					1	1
	第3分団				1			1	1
	第4分団			2				2	2
	第5分団			1				1	1
	第6分団			1				1	1
	第7分団			1				2	1
合計	1	2	8	3	1	3	1	12	18

(2) 消防水利保有数

地区別	消防水利								
	基準 個数 (基)	現有個数					現有 合計 (40m ³ 未 満は含 まない)	不足 個数 (基)	
		消火栓			防火水槽				
		公設	私設	基準外	40m ³ 級 以上	40m ³ 級 未満			
霧多布	25	23				2	25		
暮帰別・新川・仲の浜	22	14				5	19	3	
茶内	25	20				5	4	25	
琵琶瀬	8	5				3	1	8	
渡散布	4	3				1		4	
火散布	5	4				1		5	
丸山散布	4	3				1		4	
藻散布	3	2				1		3	
榊町	5	4				1	1	5	
浜中	9	5				4	1	9	
姉別	3					3		3	
奔幌戸	6	4				2		6	
貰人	1					2		2	
湯沸	2					3		3	
姉別北	1					1		1	
熊牛・西円・東円 第1・第3									
合 計	123	87				35	7	122	3

3 火災予防

火災を未然に防止するため、町民に対して、広報等により随時警戒心の喚起を図るとともに、次により防火思想の普及、啓発を推進する。

(1) 火災予防住民運動の促進

ア 火災予防運動

春、秋の全道火災予防運動をはじめとする、各種火災予防運動を積極的に推進し、ビデオ放映会、講演会、講習会等の開催、防火資料の配付等により防火思想の普及徹底を図る。

イ 民間防火組織の育成

女性防火クラブ、少年・幼年消防クラブ等の防火組織の育成を図り、これら組織を通じて防火思想の普及に努める。

ウ 報道機関による防火思想の普及

町民に対し、新聞、テレビ、ラジオ、町広報誌等により随時防火に関する知識の普及に努める。

エ 諸行事による防火思想の普及

町、各種団体の主催諸行事等で多数の町民等が集まる機会を利用し、防火資料の配付等により防火思想の普及徹底を図る。

(2) 防火管理者の育成

防火管理者資格講習会を開催して法定資格者を育成するとともに、上級研修会を通じて防火管理者の知識の向上を図り、また、防火管理者を定めるべき防火対象物における消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検整備、防火管理者の自主的組織の育成等により、自衛消防体制の強化に努める。

(3) 火災予防査察

診療所、店舗、学校、社会福祉施設、工場等の公衆の出入り又は多数の者が勤務する建物及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防職員及び消防団員による火災予防査察を定期的実施する。

(4) 危険物の規制

危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所における保安基準の遵守並びに危険物保安監督者の保安監督業務の徹底を期するため、消防職員による立ち入り検査の実施及び各種研修会等を開催するとともに、危険物所有者の自主的組織の育成により自衛消防体制の強化に努める。

(5) 住宅用防災警報機の設置推進

住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資するため、設置が義務づけられている「住宅用火災警報機」の設置及び普及促進を図る。

※参考（住宅用防災警報機の設置義務）

- ・新築住宅：平成18年6月1日以降に建てられる住宅
- ・既存住宅：平成23年5月31日までの間に設置する。

(6) 建築物の確認に対する同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

4 火災警報及び伝達計画

(1) 火災気象通報

ア 種類

火災気象通報	火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台長が釧路総合振興局長に行う。 通報を受けた釧路総合振興局長は、浜中町長に通報するものとする。
林野火災気象通報	林野火災気象通報は、上記火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行う。

イ 発令基準

実効湿度60パーセント以下で最小湿度30パーセント以下の場合若しくは平均風速毎秒12メートル以上が予想される場合とする。

ただし、平均風速が毎秒10メートル以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象情報を行わない場合がある。

(2) 火災警報

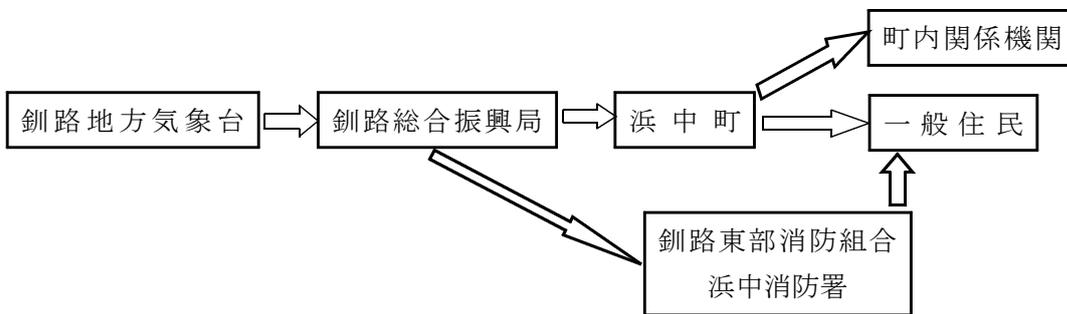
町長は、前記(1)の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

(3) 火災警報発令基準

- ア 実効湿度60パーセント以下で、かつ、最小湿度30パーセント以下になると予想される場合
- イ 実効湿度60パーセント以下、最小湿度30パーセント以下となり、かつ、平均風速が毎秒12メートル以上の風が1時間以上継続して吹くと予想される場合
- ウ 平均風速15メートル以上の風が1時間以上継続して吹くと予想される場合
- エ 前3号に準じる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると認められる場合
ただし、平均風速が毎秒10メートル以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象情報を行わない場合がある。

(4) 火災警報の伝達

火災警報の伝達方法は次によるものとする。



住民、関係機関への周知方法は、町防災行政無線により伝達する。

(5) 火災警報等発令時の広報

火災警報を発令したときは消防法施行規則第34条の規定による消防信号、広報車、放送による拡声伝達等により一般住民等に周知徹底を図らなければならない。

火災警報信号他その他消防信号は下記のとおり用いるものとする。

第4章 災害予防計画 第6節 消防計画

消防信号

方法 信号別	種別	余韻防止付きサイレン信号	打鐘信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 (消防署から約800m以内のとき)			
	出場信号 (署所団出場区域内)			
	応援信号 (所署団特命応援出場のとき)			
	報知信号 (出場区域外の火災を認知したとき)			
	鎮火信号			
火 災 警 報 信 号	出場信号 (署所団出場区域内)			
	応援信号 (所署団特命応援出場のとき)	同上	同上	
	火災警報発令信号			<p>掲示板 火災警報発令中 (赤字に白字)</p> <p>形状及び大きさは、 適宜とする。</p>
火災警報解除信号			口頭伝達、掲示板の撤去、吹き流し及び旗の降下	
演 習 招 集 信 号	演習招集信号			
備 考	<p>1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。</p> <p>2 信号継続時間は、適宜とする。</p> <p>3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。</p>			

(6) 招集及び出動

ア 火災等の災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、消防長、消防署長及び消防団長は、状況を判断し、直ちに必要な消防職員、団員を招集するものとする。

イ 上記の招集は、消防無線、サイレン、電話、町防災行政無線等より行う。

ウ 火災時における警防部隊の出動区分は、次のとおりとする。

地域区分	偵察出動	第1種出動	第2出動	第3出動	第4出動
霧多布 暮帰別 新川	消防署 1隊	消防署 全隊 第1分団 全隊	消防署 全隊 第1分団 全隊 第3・5分団 各1隊	消防署 全隊 浜中消防団 全隊	第3種出動 に加え 釧路東部 消防組合 構成他町 全隊の半数
その他 の地区	消防署 1隊 所轄内分団 1隊	消防署 全隊 所轄内分団 全隊	消防署 全隊 所轄内分団 全隊 近隣分団 2隊		
備考	火災であるかどうか判然としない通報があったとき、それを確認するための出動	火災状況が初期の段階で他への延焼のおそれが小さいとき	建物密集危険地帯又は大規模な建物等の火災で、延焼拡大の危険が大きいとき	強風下等における火災で、大火になる危険が大きいとき	大火災が発生し、防御が広範囲におよぶとき

5 消防相互応援計画

不測の大規模災害及び境界地域における火災被害を最小限度にとどめるため、消防法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道内の市町村及び消防の一部事務組合相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合に有効に対処するため、「北海道広域消防相互応援協定」（平成3年2月13日締結）を締結しており、町内で発生した火災、その他の災害を鎮圧するため、近隣市町村から応援を必要とするときは、当該協定に基づき近隣市町村の消防機関等の出動を要請する。

また、必要に応じ、町を通じ、道に対して「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づくヘリコプターの出動要請、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

北海道広域消防相互応援協定構成市町等（関係分）

地域	構成市町村等
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

6 教育訓練

消火活動及び火災予防指導を効果的に行うための教育訓練を実施し、消防署員・団員の資質の向上を図る。

(1) 消防職員教育訓練実施計画

区 分	内 容	備 考
1 学校教育 (1) 初任教育 (2) 専科教育 (3) 幹部教育 (4) 特別教育	<p>国又は道の設置する消防教育訓練機関に職員を派遣して行う教育</p> <p>教育訓練機関</p> <p>1 総務省消防大学校</p> <p>2 北海道消防学校</p> <p>3 その他消防長が必要と認める機関</p> <p>消防職員として必要な基礎的知識、技術の習得、厳正な規律保持、旺盛な士気の高揚及び強靱な体力の錬成を図り公正明朗かつ能率的な職務を遂行し得る資質を高めさせる。</p> <p>警防、予防、救急、救助科その他特殊業務に従事する職員に対して業務遂行上必要な専門的知識、技術を習得させる。</p> <p>指導的地位又は階級にあるものに対してふさわしい人格、識見を養うことを主眼とし法学、行財政、人事管理、現場指揮など、幅広い高度な知識、技術を習得させる。</p> <p>機械器具等の指導員又は操作員としての必要な知識、技術を習得させる。</p>	<p>派遣期間</p> <p>教育訓練期間の定める期間とする。</p>
2 委託教育	<p>上記教育訓練機関以外の機関に消防職員を委託して、業務遂行上必要な専門的知識、技術を習得させる。</p>	
3 所属研修 (1) 実務教育 (2) 消防訓練 (3) 特別教育	<p>所属長が日常の勤務を通じ、職員の研修必要度に応じて計画的に適切な指導を行う。</p> <p>所属長が日常の勤務を通じ、職員の消防活動上に必要な基本的動作及び立体的操作について計画的に実施する。</p> <p>法令改正等により特に消防長が必要と認めた場合に実施する。</p>	
4 消防訓練 の点検 (1) 通常点検 (2) 特別点検	<p>常時必要な事項について点検を行い、消防業務の完遂を期する。</p> <p>通常点検以外に必要とする事項について、緊密周到な点検を行い、消防業務の万全を図る。</p>	<p>通常点検の点検者は所属長とする。</p> <p>特別点検の点検者は消防長とする。</p>

区 分	内 容	備 考
5 各種機械器具訓練	<p>災害を想定した、警防技術、救助技術、救急技術の向上を図るため各種機械器具等を活用した訓練を計画的に実施する。</p> <p>消防長は警防上特に必要があると認める場合は特定の署を指定して訓練を行わせるものとする。</p>	

(2) 消防団員教育訓練実施計画

区 分	内 容	備 考
1 学校教育	<p>国又は道の設置する消防教育訓練機関に団員を派遣して行う教育</p> <p>教育訓練機関</p> <p>1 総務省消防大学校</p> <p>2 北海道消防学校</p> <p>3 その他管理者が必要と認める機関</p>	<p>派遣期間</p> <p>教育訓練機関の定める期間とする。</p>
(1) 普通教育	<p>消防団員に対し、現場指揮、訓練礼式、救急救助法など、消防団員として必要な知識、技術を習得させる。</p>	
(2) 専科教育	<p>消防団員に対し、火災防ぎよなど消防活動に必要な専門的な知識、技術を習得させる。</p>	
(3) 幹部教育	<p>消防団幹部として、現場指揮、訓練礼式など、消防活動において指揮監督者として、必要な幅広い高度な知識、技術を習得させる。</p>	
2 初任教育	<p>消防団員として必要な基礎的知識、技能取得、厳正な規律保持の取得をさせる。</p>	
3 団教育	<p>団で訓練計画を立て、団員教育訓練を行う。</p>	
4 分団教育	<p>分団毎に訓練計画を立て、団員教育訓練を行う。</p>	
5 特別教育	<p>機関員等特殊業務に従事する団員に対して専門的な知識、技術を習得させる。</p> <p>その他管理者が必要と認める場合に行う教育訓練。</p>	

7 救急計画

救助・救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに警察、医師会等との連携を図り、救急活動の万全を期するものとする。

8 その他

この節に定めるもののほか消防計画について必要な事項は、釧路東部消防組合消防計画によることとする。

第7節 林野火災消防計画

この計画は、林野火災の予防及び消火活動により、森林資源の保全を図ることを目的とする。

1 組織

林野火災の予防対策を推進するため浜中町林野火災予消防対策協議会を設け構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 実施機関

- ① 浜中町
- ② 北海道 : 釧路総合振興局（産業振興部林務課、森林室、釧路農業改良普及センター釧路東部支所）
- ③ 国 : 根釧西部森林管理署
- ④ 警察 : 厚岸警察署（霧多布駐在所、茶内駐在所、浜中駐在所）
- ⑤ 消防 : 釧路東部消防組合消防本部、浜中消防署、浜中消防団
- ⑥ 組合 : 釧路東森林組合、厚浜木材加工協同組合、浜中製材協同組合、釧路地区農業共済組合東部事業センター、浜中町農業協同組合、浜中酪農業協同組合、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合
- ⑦ 民間会社 : 王子木材緑化（株）、丸善木材（株）茶内事業所

(2) 協力機関

- ① 委員会 : 浜中町教育委員会、浜中町農業委員会
- ② 町内会・自治会連合会 : 町内28の町内会・自治会
- ③ 旅客輸送 : 北海道旅客鉄道（株）厚岸駅、くしろバス（株）浜中営業所
- ④ 通信 : 町内各郵便局（霧多布、茶内、琵琶瀬、姉別、浜中）
- ⑤ 自衛隊 : 陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊
- ⑥ 巡視人 : 浜中町有林野監視員、自然保護監視員、鳥獣保護員、森林保全推進員
- ⑦ 各団体 : 釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所、浜中町観光協会、高梨乳業株式会社

2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素になることから、予報（注意報を含む）、警報並びに情報等を的確に把握し、予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 林野火災気象通報

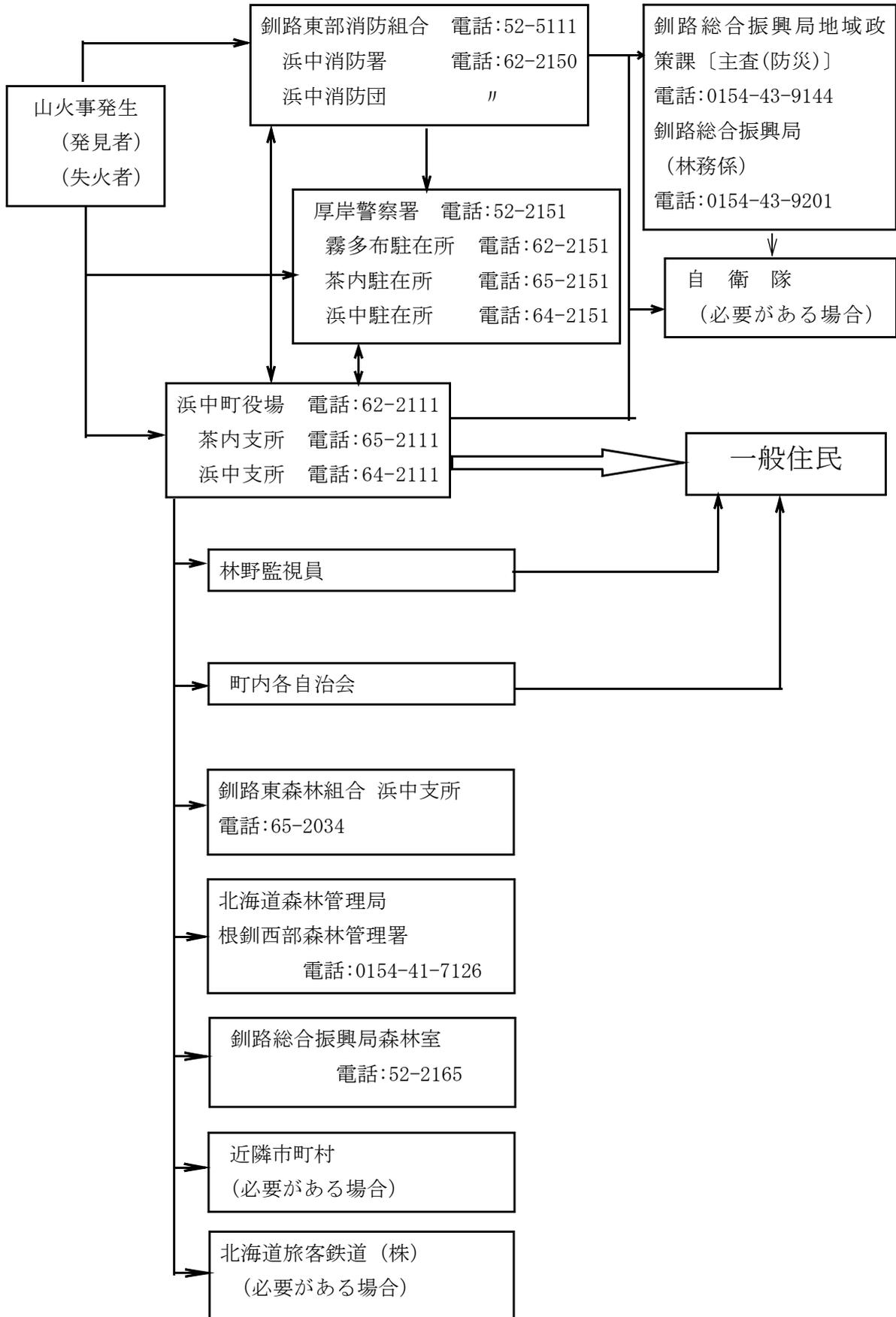
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として釧路地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

(2) 伝達系統

釧路気象台から発表された通報の伝達系統は「第3章 第1節 気象情報等の伝達計画」に掲げる予報（注意報を含む）、警報並びに情報等伝達系統図及び浜中町林野火災予消防対策協議会で定める気象情報伝達系統により行う。

また、浜中町林野火災予消防対策協議会で定める山火事発生通報系統は次による。

山火事発生通報系統図（浜中町林野火災予消防対策協議会）



(3) 関係機関の措置

ア 釧路総合振興局

気象情報により、火災発生の危険があると判断される場合、北海道総合行政ネットワークにより、町及び消防機関へ伝達する。

イ 浜中町

気象情報を得たときは、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、一般住民へ、町防災行政無線等により広報を行う。

ウ 関係機関

気象情報の通報を受けた関係機関は、それぞれ適切な措置をとるとともに、関係する部署等へ連絡するものとする。

3 林野火災予防思想の普及対策

林野火災に対する関心をより一層向上させることを目的に、防火思想の普及、啓発を図る。

- (1) テレビ、ラジオ放送及び新聞、その他広報誌等による啓発
- (2) ポスター、チラシ等の配布及び標識、旗、看板等掲出による啓発
- (3) バス等運転機関における啓発
- (4) 広報車の運行及びパトロール活動の強化
- (5) 小・中学校児童、生徒による協力（標語、ポスターの募集）
- (6) 山火事予防パレード等の実施
- (7) 関係機関との協議会開催

4 林野火災予防対策

林野火災発生原因は、そのほとんどが人為的なものであるため、次により対策を講ずるものとする。

(1) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者に対し、次のような事項を厳守するよう啓発する。

ア たばこ、たき火等による失火の危険性について十分な防火思想、火の取扱いについての啓発を行う。

イ 入林しようとする場合は、民有林については所有者、国有林については北海道森林管理局根釧西部森林管理署、道有林については釧路総合振興局森林室、町有林については浜中町の許可が必要であることを指導、啓発及び周知し、無許可入林者を無くすよう努める。

ウ 林野火災危険期間中（4月～6月）の入林禁止の周知を図る。

エ その他危険地帯への入林制限を行い、林野火災の予防に努める。

(2) 火入れ対策

林野火災危険期間中（4月・5月・6月とし、以下「危険期間」という。）の火入れは、極力避けるようにし、できる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を定める。

- ア 山林内及び山林から1kmの範囲内で、たき火やゴミ焼きをする場合でも許可が必要であることを周知徹底し、無許可火入れを根絶する。
- イ 警報発令又は気象状況の急変の際は一切の火入れを禁止又は中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせること。
- エ 森林法及び浜中町火入許可規則で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況に充分留意して行うよう指導、周知徹底を図る。

(3) 林内事業者対策

造林、造材等、林内において事業を営むものは、危険期間中、次の体制をとるものとする。

- ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- イ 事業箇所に、火気責任者の指定する喫煙場所を設け、標識及び消火設備を完備する。
- ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図るものとする。
- エ 失火することの無いよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。
- オ 林内事業者は、車輛等を林道に駐車させる場合は、他の車輛等の交通の障害にならないように留意する。

(4) 大面積森林所有者及び不在地主対策

大面積森林所有者及び不在地主は、自己の所有山林から林野火災が発生しないよう、火災予防の万全を図る。

5 林野火災消防対策

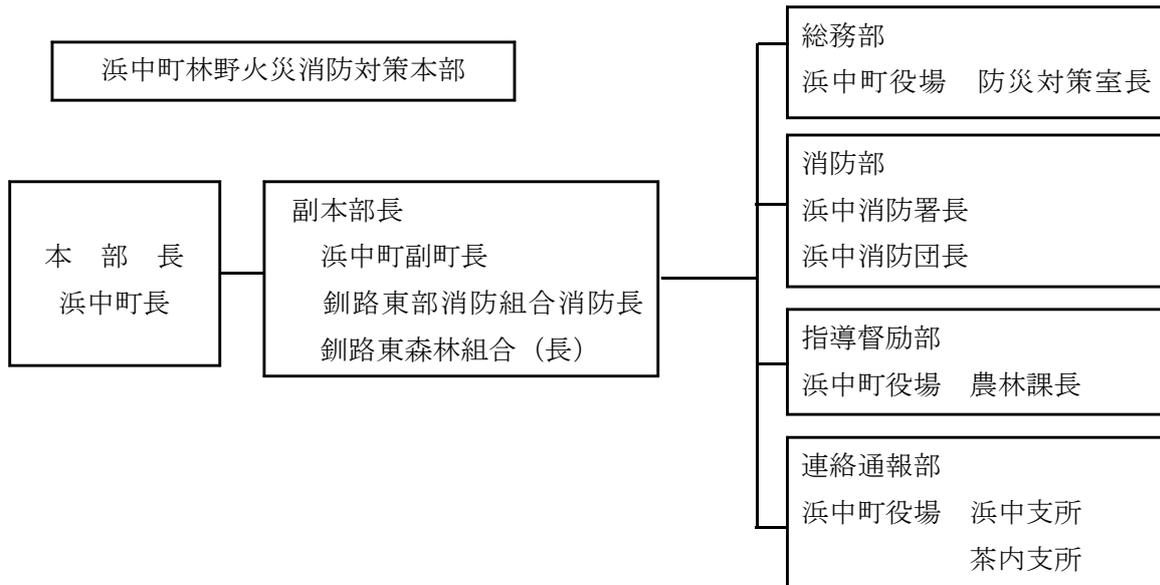
町及び消防機関は、あらかじめ林野火災に即応する体制、装備の万全を期するため、次の事項に留意する。

林野火災発生の際は、森林組合及び関係機関の積極的な協力を求め早期消火を図るものとし、地元消防機関で消火困難になったとき又は困難になるおそれがあると予想される場合は、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」に基づく自衛隊派遣要請を要求する。

(1) 消防組織の整備

浜中町林野火災消防対策本部を次のとおり定めるものとする。

浜中町林野火災予消防対策協議会で次のように定める。



(2) 火災発見通報

火災を発見した場合及び失火した場合の連絡系統は、「第3章 災害情報通信計画 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に掲げる災害情報等連絡系統図及び浜中町林野火災予消防対策協議会で定める山火事発生通報系統図により行う。

第8節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災意識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、次に定めるものとする。

1 訓練実施機関

道、町及び防災関係機関は、自主的に防災訓練計画を作成し、共同して訓練を実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた防災体制の改善について検討、見直しをするものとする。

2 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び防災関係機関は、他の機関が行う総合防災訓練等積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

(1) 総合防災訓練

災害救助、水防活動、避難誘導、情報収集、情報伝達等大規模な災害を想定した、総合的、立体的な大規模な訓練

(2) 津波避難訓練

沿岸地区住民を対象とし、平成24年6月28日に北海道が公表した「新たな津波浸水予測」に基づく津波浸水想定域からの一刻も早い避難をするための訓練を年1回以上行う。

内容については、マンネリ化をなくすため、いろいろなケース（時間帯、時期等）を想定し、各種訓練（避難誘導、炊き出し訓練、車での避難、要配慮者支援、情報収集伝達訓練、避難所運営訓練、避難者受け入れ訓練等）を組み合わせ、関係機関、各町内会・自治会の協力を得て行うものとする。

(3) 災害通信連絡訓練

各種災害を想定した、主通信、副通信等を組み合わせた、情報収集、情報伝達、広報等

(4) 水防訓練

水防工法、水位雨量観測、消防機関の動員、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通信伝達等

(5) 消防訓練

消防機関の出動、近隣市町村との応援、通信、避難、立ち退き、救出、救助、消火、広報等

(6) 避難救助訓練

水防訓練、大火訓練、津波避難訓練等とあわせて実施することとなるが、避難の指示、避難の誘導、情報伝達、避難所の運営、炊き出し訓練、防疫訓練等

(7) 非常招集訓練

各種災害を想定した、災害対策本部、町関係職員、消防機関等の非常時における非常招集訓練

(8) 防災図上訓練

各種災害に対する応急対策訓練を図上で行う。

(9) その他災害に関する訓練

[参考]：道及び北海道防災会議が主唱する訓練

(1) 防災総合訓練

ア 主 催 道防災会議（総合振興局協議会）

イ 実施機関 防災会議構成機関及び関係市町村

ウ 実施内容 災害救助、水防活動、大規模火災等を想定した応急対策活動を中心に総合的、立体的に実施する。

(2) 災害通信訓練

ア 主 催 道防災会議

イ 実施機関 防災会議構成機関及び関係市町村等

ウ 実施内容 通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

(3) 防災図上訓練

ア 主 催 道防災会議

イ 実施機関 防災会議構成機関及び関係市町村等

ウ 実施内容 各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(4) 相互応援協定に基づく訓練

道、市町村及び防災関係機関等が、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第9節 避難行動要支援者等対策計画

1 安全対策

町民は、災害が発生した場合、災害情報を迅速にかつ正確に把握し、自らの生命と財産の安全を確保するため適切な行動をとらなければならない。

しかし、乳幼児や高齢者、障がい者、妊産婦、在住外国人等（以下「要配慮者」という。）は、自力で十分な判断、行動がとれないことから、町は、迅速かつ的確に避難できるよう浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱によりプライバシーに十分配慮し、生活状況、居住状況の実態把握に努める。

また、大規模災害時には、通信途絶、交通遮断等が予想されることから、要配慮者の保護と安全について、関係機関、地域住民及びボランティア団体等の協力援助体制の充実に努める。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、基本法第49条の10の規定に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱により作成したものを避難行動要支援者名簿として位置付ける。

(1) 避難支援等関係者となる者

災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる避難支援等関係者は次に掲げる者とする。ただし、名簿情報を提供することについて同意を得られていない場合は、この限りではない。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 町内会・自治会

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱において登録対象者とされている次に掲げる者とする。

- ア 要介護3以上の者
- イ 身体障害者手帳2級以上を所持する者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- エ 療育手帳Aを所持する者
- オ その他支援を必要としている者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、関係部局で把握している要介護者等の情報を集約するよう努める。

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、住民の転入・転出や介護認定等の事務を通じて定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、名簿情報の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 名簿情報には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

ウ 施錠可能な場所に名簿を保管するよう指導すること。

エ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

オ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

カ 名簿情報の取扱状況を報告させること。

キ 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

3 避難のための情報伝達

町は、要配慮者が円滑かつ安全に避難するため、早めに避難準備・高齢者等避難開始等を発令する。

また、次に掲げる次項のいずれかを組み合わせた方法により、確実に伝達できるようにする。

(1) 防災行政無線による伝達（J-アラートシステムによる自動放送を含む）

(2) 広報車による伝達

(3) ラジオ、テレビ等による伝達

(4) 電話による伝達

(5) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会・自治会、ボランティア、隣人等の協力を得て行う伝達

(6) 町職員、消防職員、消防団員が直接出向いて伝達

(7) 緊急速報メール（エリアメール）による伝達

(8) 町ホームページ等インターネットを利用した伝達

4 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難は、町福祉担当職員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会・自治会、隣人、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

なお、自力歩行等が困難な場合は、車輛等を利用して行うものとする。

また、町職員だけでは時間的、人員的に間に合わない場合があるため、要配慮者の意向、家族、親族や町内会・自治会、関係機関の役割分担等、避難行動要支援者ごとに避難支援計画が必要となる。

避難場所、避難所においても、町職員、町内会・自治会、ボランティア、福祉関係機関等が連携を図り、特に、高齢者、障がい者等の健康状態に留意し、プライバシーの確保、休息場所の確保、水、食糧、衛生用品等供給に配慮する。

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、まず自分の身の安全を確保し、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

5 社会福祉施設の防災対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町、消防機関、自治会・町内会、近隣社会福祉施設、ボランティア組織と入所者の実態等に応じた連携、協力が得られるような体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、近隣の社会福祉施設との連携、協力体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、消防法に規定された防災訓練及び施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者などが入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

6 災害時の援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見に努め、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 避難行動要支援者の発見

町は、災害が発生するおそれがある場合及び災害発生後、避難行動要支援者名簿を活用し、直ちに居宅に取り残された避難行動要支援者の早期発見に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、負傷の状況等を判断し、避難所や病院等へ移送する。

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、災害発生後に必要に応じて設置する、応急仮設住宅への入居については、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断した場合、その生活実態を的確に把握し、適切な支援活動を行う。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

(6) 乳幼児対策

防災訓練や、防災講座、防災パンフレット等により、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

また、家庭や保育施設における避難態勢を迅速にするため、地域の防災訓練を通じて、町内会・自治会、事業所等、地域ぐるみでの乳幼児避難援助体制の確保に努める。

保育所の施設については、耐震化を図るとともに、施設内の電気器具や窓ガラス及び備品等に対する安全対策に努める。

(7) 高齢者、障がい者等対策

高齢者や障がい者及びその介護者に対して、災害時に適切な行動がとれるように、避難訓練、啓発パンフレット配布、講演会開催等による防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言について積極的に行う。

また、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全確保をするため、家具の転倒防止器具等の取り付けの奨励、家屋の耐震化奨励、住宅用防災警報機設置等の安全対策に努めるとともに、避難にあたっての町職員、社会福祉協議会、ボランティア、自治会・町内会、消防団、近隣住民等による避難誘導、避難支援体制の確立を図る。

(8) 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる、町内に居住する外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時及び災害発生のおそれがあるとき、迅速、かつ、的確な行動がとれるように、様々な機会を捉え、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人向けパンフレットを配布するとともに、地域の防災訓練、避難訓練への参加や防災教育の指導等を行う。

ア 多言語によるパンフレット、広報誌等の配布

イ 避難場所、避難施設、避難経路等標識、表示板の多言語化